

花咲きホール使用料金表

施設使用料

区分		使用単位	使用料	備考
1	多目的ホール	1時間	1,680円	冷暖房を使用する場合は、30%加算する。
2	ステージ	1時間	420円	
3	控室	1時間	420円	
4	ミーティングルーム	1時間	210円	

附属備品使用料

	名称	単位	金額
1	平台(大・小問わず。ただし、山台を含む。)	1枚/日	105円
2	音響反射板(8枚以下の使用の場合も同様)	セット/日	1,050円
3	天井音響反射板(6枚以下の使用の場合も同様)	セット/日	1,050円
4	指揮者台	1台/日	210円
5	演奏者いす	1脚/日	105円
6	いす(演奏者用に利用した場合)	1脚/日	55円
7	譜面台	1台/日	55円
8	グランドピアノ(いす付き、調律料を除く)	セット/日	4,200円
9	電子ピアノ(いす付き)	セット/日	1,050円
10	ビデオプロジェクター(スクリーン付き)	1台/日	2,100円
11	ピンスポット	1台/日	525円
12	机(控室、ミーティングルームに備付け以外の長机)	1本/日	55円
13	パネル	1枚/日	105円
14	ホワイトボード	1台/日	105円

①使用者が入場料金を徴収して使用する場合の使用料は、次のとおりです。

入場料金(最高額)	使用料
500円から1,000円まで	既定の使用料の1.5倍
1,001円から3,000円まで	既定の使用料の 3倍
3,001円以上の場合	既定の使用料の 6倍
営利、宣伝目的(徴収しない場合も含む)の場合	既定の使用料の 8倍

②控室を2室に区分して使用する場合は上表に定める使用料の1/2の額となります。

③使用時間を算定する場合において1時間未満の端数が生じたときは、1時間に切り上げます。

④減免が認められる場合の使用料は次のとおりです。

(* 山県市文化の里花咲きホール条例施行規則第11条第2項)

市民が社会教育、芸術文化又は社会福祉の普及及び活動の目的のため使用する場合	既定の使用料の1/2の額
市又は教育委員会が行政目的又は教育目的のために後援となり利用する場合	既定の使用料の1/2の額
その他教育委員会が特に必要と認める場合	教育委員会が定める額